

口座譲渡・売買・貸借は全て

犯罪です。

メールや SNS などでの口座の譲り渡しを勧誘！



自分名義の口座を犯罪組織に譲り渡してしまう。

通帳やキャッシュカードの譲渡のほか、インターネットバンキングの認証情報を含む口座情報の伝達は有償、無償問わず犯罪！

1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金。

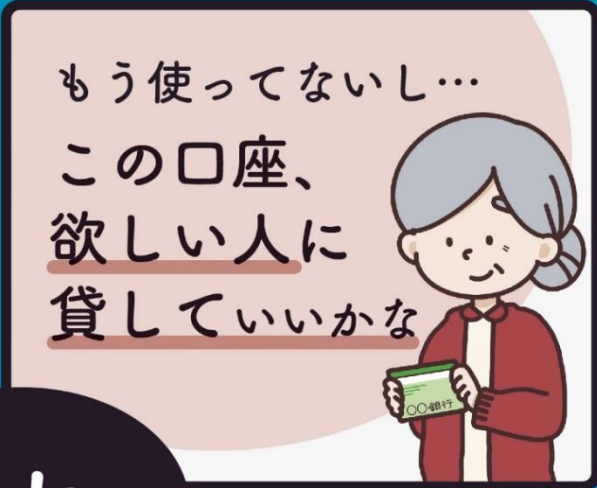
さらにこんな事も・・・

- ご自身名義の他の口座も凍結される。
- 新たな口座を開設できなくなる。

口座を渡した側も罪に問われます。

不審なことがあれば速やかに信用組合窓口へ





それ、

犯罪 です！



マネロン・金融犯罪対策
キャラクター
マネっこちゃん

口座を売ったり貸したりすると 罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害者の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください

